厚生労働省神奈川労働局 **Press Release**

報道関係者　各位

令和２年１２月９日（水）
【照会先】
神奈川労働局総務部総務課
総務課長　　滝沢　勉
総務企画官　齊藤　裕紀
（代表電話）045(211)7350
内線 6005、6066

神奈川労働局労働基準部の職員の新型コロナウイルス感染症への感染について

令和２年 12 月８日（火）、神奈川労働局労働基準部（横浜市中区北仲通 5－57 横浜第２合同庁舎８階　。以下「労働局」という。）の職員が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

当該職員は、窓口業務には従事しておらず、12 月３日（木）まで出勤し、発熱・咳等の症状はなく、終日マスクを装着して勤務していましたが、感染者（職場外）の濃厚接触者として、７日（月）に PCR 検査を受けて、８日（火）に感染が確認されたものです。

労働局では、保健所の助言の下、事務室内の必要な消毒措置を十分行った後、通常どおり開庁して、職員及び利用者の方への感染防止対策を講じたうえで業務を行っております。

保健所によると、職員及び利用者の方に濃厚接触者はいないとのことですが、健康に不安がある方につきましては、念のためかかりつけ医又は最寄りの受診相談センター等までご連絡いただきますようお願いいたします。